令和5年度 橿原市立白橿北小学校

いじめ防止等のための組織

【別紙 |】

生活指導部会・教育相談会議 22条

校長・教頭 ・生徒指導担当者 ・人権教育担当者 当該学級担任(関係職員)・養護教諭 ・特別支援Co

- ※ 必要に応じてスクールライフサポーター、SSW、臨床 心理士、橿原市の弁護士等、外部専門家にアドバイスを
- ・発言することへの安心感を持てる組織をめざす。
- ・いじめ解決への相談窓口として信頼されることを めざす。
- 未然防止のための授業等を行う研修などを企画

いじめが起こった時の組織対応の流れ

いじめ(疑われるものも含む)事象の相談

確 認

正確な事実確認と情報共有 (担任・専科・養護教諭等 関係職員)

報告

より積極的な認知に努める。

面談やアンケート調査に

- ○被害児童等・加害児童等からの聴き取り
- ○周辺児童等からの情報の収集
- ○保護者と連携

~00>

校 長

教

生徒指導担当者

報告

重大事態は速やかに 市教育委員会へ一報 学校教育課 29-5912

招 集 即日対応(24時間以内)。

いじめ問題対策委員会

招集

- ○教職員の役割分担と指導方針の決定
- ○市教育委員会・警察等関係機関との連携
- ※橿原警察署 生活安全課(23-0110)
- ○保護者への情報提供

職員会議

対応

- ○事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
- ○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む。

具体的な指導・支援

「個人別生活カード・気づき」 による記録の徹底

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

被害児童への支援

加害児童への指導

周囲の児童への指導・支援

被害者の保護最優先

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」 という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・被害状況の確認とニーズ
 - ・安全な居場所の確保
 - ・カウンセリングの必要性

毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為 であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・加害者の心理的背景の理解

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・周囲の傍観者も加害者という面 があること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性

未然防止教育を授業や学級経営の中 で行うようにすることで、「傍観者 --「仲裁者」「相談者」となるようにする

いじめ加害者と被害者の関係修復 双方との保護者との連携 再発防止のための日常的・継続的な見守り

保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、早い段階から専門家に関わってもらうようにする。必要に応じて児童 相談所や警察等関係機関、福祉関係等にも連絡する。
- ・ケース会議でアセスメント(背景にある人間関係、被害児童の傷付きの程度、加害児童の抱える問題)をしっかり と行い、働きかけのプランニングを行う。
- ・保護者に対しきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くようにする。